

ハードウェア保守 特記事項

久留米市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、久留米市固定資産評価支援地図情報システム関連機器の保守内容について、以下のとおり規定するものとする。

第1条 甲は、「固定資産評価支援地図情報システム」の運用に支障のないよう、ハードウェアの正常かつ円滑な作動を保持するため、ハードウェアの保守サービスを乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 保守作業は、月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に行うものとする。なお、緊急時はこの限りではない。

第3条 保守体制表を作成し、連絡先等を資産税課に提出すること。

第4条 ハードウェア、ソフトウェアのどちらかに起因する障害が発生した場合、緊急かつ速やかに修復するため、必ず乙が技術者を機器設置場所に至急派遣し、確認又は必要な修理を行う。その際、ハードウェア及びソフトウェアに起因する障害についての窓口は乙とし、メーカーへの連絡・搬送等については乙の責任で行うこと。また、障害発生時は業務に支障をきたさないよう、速やかに対応を行うこと。

第5条 機器が故障した場合の部品代・交換手数料（技術料）・出張費等及び修理のための搬入・搬出費等の全ての費用については乙の負担で行うこと。

第6条 障害発生時には、必要に応じて代替機を準備する等、業務への影響を最小限にすること。

第7条 機器の故障等により修理が必要になった時、部品の製造中止等で修理が不可能な場合には、資産税課と協議を行い、後継機又は同等品においてその対策を行う。また、その場合の費用は乙の負担とすること。

第8条 乙は、緊急修理保守の完了後、緊急修理保守完了報告書に作業内容、時間等を記入し、本市担当者へ完了の報告をすること。

第9条 契約対象機器のうち、ハードウェア保守契約期間中の対象機器について、天災、盗難及び火災等による機器の破損で正常な稼動が不可能になった場合、甲の要請によ

り保守対象機器と同等と思われる機器を無償にて甲に提供するものとする。

第10条 乙は、業務の遂行上知り得た業務上の秘密を他に洩らしてはならないものとする。なお、本契約終了後も同様とする。

第11条 本契約に定めのない事項については、規則及び関係法令に定めるところに従うものとする。

第12条 本契約に関する訴訟は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

第13条 本仕様書及び準拠法令等に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、乙は甲の指示に従い業務を遂行しなければならないものとする。